

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

地震保険料は損害保険料控除の対象?

Q: この度住宅の火災保険に加入したところ、地震保険が付されていました。地震保険に係る保険料は、損害保険料控除の対象になりますか。

A: 地震保険に係る支払保険料は損害保険料控除の対象になります。

【解説】

住まいの火災保険に加入しただけでは、地震、噴火、又はこれらを原因とした津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物や家財が受けた損害については、地震火災費用保険金を除き、保険金が支払われません。

普通火災・住宅火災・住宅総合・店舗総合・団地・長期総合・積立団地保険等の住まいの火災保険の契約に際しては、原則として地震保険が付されることとされていますが、地震保険は契約者が希望しない場合は、付さないこともできます。

地震保険の対象となるのは、居住用の建物と生活用動産で、保険期間は通常1年間ですが、火災保険を長期一括払契約とする場合には、地震保険も最長5年までの長期契約ができることとされています。

地震等により家屋等が焼失、損壊等して損害保険金を受け取った場合は、所得税は課されないこととされていますし、居住者本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で、常時その居住の用に供するものを保険の目的とする損害保険契約等の保険料は、損害保険料控除の対象となるものとされています。

